東日本大震災復興特別委員会

委員一覧(40名)

は に に に に に に に に に に に に に	E明(公明) 岩城 %次(民主) 上野 累重(民主) 岡田	高隆名野田川远熊内 (民民民主) (民民民主主) (民民民主主主) (民民民主主主) (民民民民主主民) (民民民民民民民民民民	
金子 恵行田 邦	図重 (民主) 岡田 原美 (民主) 川口 邓子 (民主) 熊谷 落隆 (民主) 佐藤		忠智 (社民)

(1) 審議概観

第179回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出1件(衆議院継続)の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類6件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

株式会社東日本大震災事業者再生支援 機構法案は、東日本大震災によって負別によりでは、 を受けたことによって、被災地域にはのいる事業者であって、がでからとするものである。 となる事業の再生を図りとするものにがでいる事業の再生を対しての他の業務を追してのがでいる。 は、当該事業者になっての他のの再生ををしたがはでいる。 は、は、まれては、 は、第177回国会において本に議員が、 、本院で修正議決したが、衆議院 で継続審査となっていたが、衆議院において、機構の業務に関する事項、買取り 価格等に関する事項、債権の管理及び処分に関する事項、政策金融機関の協力に 関する事項等について修正が行われた。

委員会においては、衆議院修正の経緯 とその意義、債権の買取り価格の基準に ついての基本的考え方、本法の再生支援 機構と政府の産業復興機構等とのすみ分 け、機構の業務の在り方等について質疑 が行われ、討論の後、多数をもって可決 された。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災復興特別区域法案は、東 日本大震災からの復興が、国と地方公共 団体との適切な役割分担及び相互の連携 協力が確保され、かつ、被災地域の住民 の意向が尊重され、地域における創意工 夫を生かして行われるべきものであるこ とに鑑み、復興特別区域基本方針、復興整 備計画の実施に係る特別の措置、復興交 付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めようとするものである。

なお、衆議院において、認定地方公共 団体等は、新たな規制の特例措置等につ いて、国会に対して復興特別意見書を提 出できるとともに、国会は、当該意見書 の提出を受けた場合において必要がある と認めるときは、所要の法制上の措置を 講ずること、復興に関する施策の推進に 関し協議を行うための国と地方の協議会 における協議が調った場合において必要 があるときは、内閣総理大臣等は、凍や かに、所要の法制上の措置等を講じなけ ればならないこと、内閣総理大臣は、同 協議会の協議結果を国会に報告するとと もに、国会は、当該報告を受けた場合に おいて必要があると認めるときは、所要 の法制上の措置を講ずること、復興交付 金事業計画に記載する事項のうち、いわ ゆる効果促進事業に、基幹事業に関連し て地域の特性に即して自主的かつ主体的 に実施する事業等を含めるとともに、国 は必要があると認めるときは、特定地方 公共団体等が講ずる措置であって、原子 力事業者が賠償すべき損害に係るものに ついても、復興交付金を交付することが できること等を内容とする修正が行われ

委員会においては、国と地方の協議会の実効性の確保、認定地方公共団体が国会に復興特別意見書を提出できることとした趣旨、漁業法に係る規制の特例措置を設けた理由、復興交付金の使途等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

復興庁設置法案は、東日本大震災復興 基本法に基づき東日本大震災からの復興 を円滑かつ迅速に推進するため、東日本 大震災からの復興に関する内閣の事務を 内閣官房とともに助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする復興庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものである。

なお、衆議院において、復興庁の任務 を東日本大震災からの復興に関する内閣 の事務を内閣官房とともに助けること等 とすること、所掌事務に、東日本大震災 からの復興に関する行政各部の事業を統 括し及び監理する事務、復興に関する事 業に関し、関係地方公共団体の要望を一 元的に受理し、当該要望への対応方針を 定め、これに基づく当該要望に係る措置 を講ずる事務、復興に関する事業のうち 政令で定める事業に必要な予算を一括し て要求し、確保し、関係行政機関に配分 する事務等を追加すること、関係行政機 関の長は、復興大臣の勧告を尊重しなけ ればならない旨を明記すること、復興庁 に置く副大臣を2人にするとともに、大 臣政務官は他の府省の大臣政務官が兼ね ることができることとすること、附則に おいて、この法律の施行状況の検討規定 及び国会への報告規定を設けること等を 内容とする修正が行われた。

委員会においては、復興庁の本庁の所 在地及び設置時期、復興庁の権限の在り 方、被災地の復興に必要な復興庁の人材 確保、復興庁に係る予算措置、復興局が 置かれない地域における復興庁の対応等 について質疑が行われ、多数をもって可 決された。なお、附帯決議が付された。

[国政調査]

第178回国会閉会後の10月6日、東日本 大震災後の復旧復興の進捗状況と今後の

課題に関する件について質疑を行い、仮 設住宅における寒冷対策等に関する災害 救助法による国庫補助制度についての関 係者への周知徹底、集会所を地域コミュ ニティの形成及び介護・福祉の拠点とな るサポートセンターとして利活用する有 用性、年間被ばく線量限度の1ミリシー ベルトからの引上げ検討の有無、放射性 物質における食品中の暫定規制値と総放 出量との関係、放射性物質汚染土壌等の 除染事業の目標設定及びその実現のため の予算措置、東日本大震災復興事業にお ける全額国庫補助及び新潟・福島豪雨や 台風12号・15号に係る災害復旧事業にお ける同様の補助の必要性、東京電力のコ スト削減及び賠償への取組に対する認識 及び東京電力以外の電力会社の経営状況 の点検の必要性、観光業における風評被 害の損害賠償に係る国の仮払い基準の算 定根拠の妥当性及び算定方法の見直し、 被災地の雇用促進のための雇用調整助成 金を第三次補正予算において積み増す必 要性、ドクターヘリに対する支援及び災 害対応拠点としてのヘリポート整備と航 空法施行規則の見直しの必要性、被災地 における観光業の風評被害対策及び観光 振興に向けた政府の取組、復興財源確保 のため大企業や富裕層へ相応の負担を求 めることの必要性、原子力事故被害緊急 措置法に基づく原子力被害応急対策基金 の創設及び予算措置の必要性、食品中に 含まれる放射性物質に係る全量検査及び ベクレル表示のための体制整備、無利子 国債の日銀引受け等による復興財源確保 策と円高対策としての効果などの諸問題 が取り上げられた。

10月26日、東日本大震災復興の総合的 対策に関する件について、平野国務大臣 (東日本大震災復興対策担当大臣)から 発言があった。

10月28日、質疑を行い、福島第一原発 の現状及び原発安全神話の過ちを再び生 み出さないための政府の慎重な対応の必 要性、原発事故の被災者のうち収入のあ る者に対する損害賠償額の減額措置の見 直し、復興庁の在り方及び復興特区の対 象地域並びに復興交付金の概要、復興担 当大臣としての発言の重みに対する認識、 緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク システム(SPEEDI)による予測情 報の非開示により住民を放射線被ばくさ せたことに対する政府の謝罪、原子力安 全庁が設置された際のSPEEDIの管 理主体、原子力発電施設爆発前に適切な 避難指示を出さなかった政府の責任、放 射線被ばく量が多い子供に対する健康調 查項目を拡大・充実させる必要性などの 諸問題が取り上げられた。

11月7日、質疑を行い、災害廃棄物の 広域処理における政府の取組、被災地に おける就学支援策、福島第一原発事故対 応に係る予算措置、被災地での住宅再建 に係る個人負担軽減のための方策、復興 庁の権限強化が復興事業の混乱を招く可 能性、復興庁の構成を多様な視点を踏ま えたものとする必要性、キセノン検出を 踏まえた福島第一原発の原子炉内の状態 などの諸問題が取り上げられた。

また、スリーマイル島原子力発電所視察及び米国における原子力政策に関する 実情調査のため、10月10日から10月15日 までの6日間、アメリカ合衆国を訪問し た海外派遣議員から報告を聴取した。

(2)委員会経過

〇平成23年10月6日(木)(第178回国会閉会後 第1回)

- o参考人の出席を求めることを決定した。
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○東日本大震災後の復旧復興の進捗状況と今後の課題に関する件について野田内閣総理大臣、平野国務大臣、前田国土交通大臣、安住財務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、枝野経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、細野国務大臣、中川文部科学大臣、小宮山厚生労働大臣、山岡国家公安委員会委員長、一川防衛大臣、川端総務大臣、牧厚生労働副大臣、藤田財務副大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡崎トミ子君(民主)、※米長晴信君(民主)、岩城光英君(自民)、※佐藤信秋君(自民)、※佐藤正久君(自民)、※佐藤正久君(自民)、谷合正明君(公明)、※渡辺孝男君(公明)、小熊慎司君(みん)、大門実紀史君(共産)、荒井広幸君(日改)、吉田忠智君(社民)、亀井亜紀子君(国民) ※関連質疑

〇平成23年10月20日(木)(第1回)

- o 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成23年10月26日(水)(第2回)
- ○東日本大震災復興の総合的対策に関する件に ついて平野国務大臣から発言があった。
- 〇平成23年10月28日(金)(第3回)
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○東日本大震災復興の総合的対策に関する件に ついて細野国務大臣、平野国務大臣、中川文 部科学大臣、枝野経済産業大臣、高山環境大 臣政務官、森本農林水産大臣政務官、参考人 東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君及び 浪江町立浪江小学校PTA会長朝田英洋君に 対し質疑を行った。

[質疑者]

谷岡郁子君(民主)、田城郁君(民主)、愛 知治郎君(自民)、上野通子君(自民)、森 まさこ君(自民)

〇平成23年11月7日(月)(第4回)

東日本大震災復興の総合的対策に関する件について平野国務大臣、枝野経済産業大臣、中川文部科学大臣、細野国務大臣、前田国土交通大臣、川端総務大臣、藤田財務副大臣及び室井国土交通大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

石川博崇君(公明)、桜内文城君(みん)、 山下芳生君(共産)、藤井孝男君(日改)、 吉田忠智君(社民)、亀井亜紀子君(国民)

- o 海外派遣議員から報告を聴いた。
- 〇平成23年11月18日(金)(第5回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法 案(第177回国会参第12号)(衆議院送付)に ついて衆議院における修正部分について修正 案提出者衆議院議員近藤洋介君から説明を聴 き、発議者参議院議員片山さつき君、同荒井 広幸君、修正案提出者衆議院議員大口善德君、 同谷公一君、同近藤洋介君、同橋本清仁君、 同小里泰弘君、前田国土交通大臣、平野内閣 府特命担当大臣、牧野経済産業副大臣、藤田 財務副大臣、大串内閣府大臣政務官及び政府 参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決し た。

[質疑者]

大久保勉君(民主)、山田俊男君(自民)、 谷合正明君(公明)、桜内文城君(みん)、 大門実紀史君(共産)、藤井孝男君(日改)、 吉田忠智君(社民)、亀井亜紀子君(国民) (第177回国会参第12号)

養成会派 民主、自民、公明、共産、日改、 社民、国民

反対会派 みん

なお、附帯決議を行った。

- 〇平成23年11月30日(水)(第6回)
- ○東日本大震災復興特別区域法案(閣法第1号) (衆議院送付) について平野国務大臣から趣 旨説明を、衆議院における修正部分について 修正案提出者衆議院議員谷公一君から説明を 聴いた。
- 〇平成23年12月1日(木)(第7回)
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○東日本大震災復興特別区域法案(閣法第1号) (衆議院送付)について修正案提出者衆議院 議員田嶋要君、同高木美智代君、同谷公一君、 同階猛君、平野国務大臣、鹿野農林水産大臣、 一川防衛大臣、細野国務大臣、枝野経済産業 大臣、中川文部科学大臣、奥田国土交通副大 臣、牧厚生労働副大臣、津田厚生労働大臣政 務官、藤田厚生労働大臣政務官、森本農林水 産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を 行った。

[質疑者]

行田邦子君(民主)、小西洋之君(民主)、 亀井亜紀子君(国民)、牧野たかお君(自 民)、佐藤正久君(自民)、礒崎陽輔君(自 民)、渡辺孝男君(公明)、桜内文城君(みん)、山下芳生君(共産)、藤井孝男君(日 改)、吉田忠智君(社民)

〇平成23年12月2日(金)(第8回)

- o参考人の出席を求めることを決定した。
- ○東日本大震災復興特別区域法案(閣法第1号) (衆議院送付)について修正案提出者衆議院 議員高木美智代君、平野国務大臣、川端総務 大臣、前田国土交通大臣、中川文部科学大臣、 鹿野農林水産大臣、松下経済産業副大臣、松 原国土交通副大臣、政府参考人、参考人雇用 促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」代 表宍戸隆子君及び東京電力株式会社取締役社 長西澤俊夫君に対し質疑を行った後、可決し た。

[質疑者]

岡田広君(自民)、長谷川岳君(自民)、熊谷大君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田 典城君(みん)、紙智子君(共産)、藤井孝 男君(日改)、吉田忠智君(社民) (閣法第1号)

 賛成会派
 民主、自民、公明、みん、共産、 日改、社民、国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 〇平成23年12月7日(水)(第9回)
- ○復興庁設置法案(閣法第8号)(衆議院送付) について平野国務大臣から趣旨説明を、衆議 院における修正部分について修正案提出者衆 議院議員谷公一君から説明を聴いた。
- 〇平成23年12月8日(木)(第10回)
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○復興庁設置法案(閣法第8号)(衆議院送付) について修正案提出者衆議院議員加藤勝信 君、同谷公一君、同石田祝稔君、同近藤洋介 君、野田内閣総理大臣、平野国務大臣、小宮 山厚生労働大臣、中川文部科学大臣、枝野経 済産業大臣、鹿野農林水産大臣、前田国土交 通大臣、川端総務大臣、藤村内閣官房長官、 安住財務大臣、横光環境副大臣、松下経済産 業副大臣、藤田財務副大臣、高山環境大臣政 務官、郡内閣府大臣政務官及び政府参考人に 対し質疑を行った後、可決した。

質疑

[質疑者]

赤石清美君(自民)、森まさこ君(自民)、 高階恵美子君(自民)、石川博崇君(公明)、 小熊慎司君(みん)、山下芳生君(共産)、 藤井孝男君(日改)、吉田忠智君(社民)

·質疑(内閣総理大臣出席)

[質疑者]

行田邦子君(民主)、宮沢洋一君(自民)、 ※佐藤信秋君(自民)、谷合正明君(公明)、 桜内文城君(みん)、紙智子君(共産)、藤 井孝男君(日改)、吉田忠智君(社民)、亀 井亜紀子君(国民) ※関連質疑 (関法第8号)

養成会派 民主、自民、公明、共産、日改、 社民、国民

反対会派 みん なお、附帯決議を行った。

〇平成23年12月9日(金)(第11回)

- ○請願第395号外5件を審査した。
- ○東日本大震災復興の総合的対策に関する調査 の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に 一任することに決定した。